

# 「戦没者等の妻に対する特別給付金」および 「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続手続きについて

平成13年10月1日付けで「戦没者等の妻に対する特別給付金」と「戦没者の父母等に対する特別給付金」の支給を受けた方は、申請をすることにより継続して給付金を受給することができます。

## ①戦没者等の妻に対する特別給付金

### (1) 支給対象者

恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けている戦没者等の妻で、平成13年度に「第十七回特別給付金国庫債券と号」を受け取られた方。

### (2) 請求書に添付する書類

ア 印鑑票

イ 直近の公務扶助料、遺族年金等の証書等の写し

ウ 平成23年10月1日以降発行された全員の住民票の写し

※このほか、必要に応じて書類の提出を求められる場合があります。

### (3) 請求期間

平成23年10月3日から平成26年9月30日まで

## ② 戦没者の父母等に対する特別給付金

### (1) 支給対象者

恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けている戦没者の父母等で、平成13年度に「第二十四回特別給付金国庫債券に号」を受け取られた方。

### (2) 請求書に添付する書類

ア 印鑑票

イ 直近の公務扶助料、遺族年金等の証書等の写し

ウ 平成23年10月1日以後発行された戸籍謄本

エ 「戦没者の父母等に対する特別給付金『戦没者以外の子又は孫』に係る現況申立書」

※このほか、必要に応じて書類の提出を求められる場合があります。

### (3) 請求期間

平成23年10月3日から平成26年9月30日まで

# 児童扶養手当制度について

## ■児童扶養手当とは

離婚・死亡・遺棄などの理由で父親もしくは母親と生計を同じくしていない母子家庭や父子家庭などの生活の安定と自立を促進するための手当です。

## ■対 象

日本国内に住所があって、次の支給要件のいずれかに該当する「児童」を監護している 父もしくは母、またはそれらの方に代わって児童を養育している方(養育者)。

(支給要件)

◎父母が離婚し、母(父)に監護されている児童

◎父(母)が死亡した児童

◎父(母)が重度の障害にある児童

◎父(母)の生死が明かでない児童

◎父(母)に1年以上遺棄されている児童

◎母が婚姻によらないで懐胎した児童

◎父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童

なお、「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日までをいいます。また、児童に一定の障害がある場合は、20歳まで手当が受けられます。

## ■支給額

区 分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人のとき	月額 41,550円	所得に応じて月額41,540円から9,810円の範囲で決定します
児童2人のとき	月額 46,550円	児童1人の手当月額に5,000円加算した額
児童3人以上のとき	3人目から児童1人増えるごとに3,000円加算	


※一定以上の所得がある場合は手当の全部を受給できない場合があります。

※この手当は制度の詳細や必要書類などをご説明させていただいたうえで、申請していただくことになります。

# 道営住宅鳥里団地

# 入居者募集

## ◆募集住宅

募集団地	鳥里団地 (一般世帯向け住宅)	
募集戸数	1戸	
間取り	3LDK	
住戸階数	3階	
家賃	22,000円～43,200円 入居される世帯の収入に応じて決定されます。	
主な設備	暖房：FFストーブ(入居者で用意) 給湯：ガス給湯器(リース) 台所：ガスコンロ(入居者で用意)	
駐車場	1戸につき1台分のスペースがあります。使用料金2,920円(月額)	
その他	・家賃、駐車場使用料金の他に共益費やリース料金がかかります。	

## ◆入居資格

入居申込みをすることができる方は、次の要件すべてに該当する方です。

- ① 現在同居している、または同居しようとする親族のいる方(婚約者等含む)  
※単身の方は申込みできません。
- ② 現在、住宅に困窮されている方(持ち家がない方など)
- ③ 入居しようとする世帯の収入基準(政令月収)が、原則15万8千円以下の方  
(高齢者や身障者などの裁量世帯に該当する場合は、21万4千円以下)  
※裁量世帯について、詳しくはお問い合わせください。
- ④ 入居しようとする世帯全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと。

## ◆受付期間

10月11日(火)～21日(金)までの期間に、申込書の配布と受付を行います。  
(ただし、閉庁日を除く)

## ◆受付場所

役場建設グループ公営住宅担当(庁舎2階)

## ◆入居時期

11月下旬(予定)

## 【問合せ先】

入居の諸条件や詳細は、役場建設グループ公営住宅担当(内線253・254 庁舎2階)まで

## 課税内容についてのよくあるお問い合わせ

**Q** 6月に軽自動車の廃車の手続きをしました。税金は還付されますか？

**A** 軽自動車税は4月1日に所有者であれば、その後廃車や譲渡をしてもその年度は課税されません。また、軽自動車税には月割りの制度がありませんので還付されません。

**Q** アパートを経営していますが、償却資産の対象となる資産は何ですか？

**A** アパートの建物部分は家屋となりますが、家屋以外の駐車場設備、自転車置き場、門やフェンス等の外構工事等が償却資産の対象となります。

## 【国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです】

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

### お問い合わせは

北見年金事務所 国民年金課 ☎0157㉔9635  
役場戸籍年金担当 ☎0152㉔1111 (内232.234)